

「福井市電子回覧板システム導入・運用業務」に係る公募型プロポーザル 質問及び回答（質問順）

No.	質問項目	質問内容	回答
1	実施要領 P 7 10. 第二次審査（プレゼンテーション）実施 （2）プレゼンテーション審査の内容	実証確認として、スマートフォン端末6台を用意して選定委員に実際の処理を行っていただくこととなりますが、タブレット端末での代替は可能でしょうか？	主にスマートフォンでの使用が想定されることから、スマートフォン端末による提案を必須とします。
2	【別紙】評価項目一覧 【第一次審査】	第一次審査の評価項目にシステムの導入実績がありますが、こちらは自治会との契約分は含まないという認識でよいでしょうか。	ご認識のとおりです。
3	【様式第10号】機能確認表 番号11	機能確認表の番号11に「市政広報物等の紙媒体による配布が必要かどうかを地区住民自身が設定できること。」とありますが、住民が設定を変更できてしまうことにより自治会内での管理が煩雑になると想定されます。よって、管理者にて設定できる仕様（関連番号：24）が望ましいと考えますが、いかがでしょうか。	自治会運営の負担軽減を目的としていることから、地区住民自身が設定できることが望ましいと考えております。
4	実施要領 P 1 2. 業務に要する費用（提案金額（提案限度額等））	契約期間（契約締結の日から令和8年3月31日）においては、導入費用および運用費用（3か月間）の限度額6,600,000円以内でのサービス導入および月額83,000円以内での運用が可能ですが、次年度の契約においては、弊社提案サービスの利用料は利用者数に応じて変動する積算方式を採用しているため、運用費用が月額83,000円を超える可能性がございます。この点につきまして、問題ありますでしょうか。	来年度の契約につきましては、現時点では予算が確定しておりませんが、運用費用は月額83,000円以内で考えております。 この金額内でのご対応をお願いいたします。
5	実施要領 P 2 3. 参加資格	福井市一般業務競争入札参加資格者名簿において、所在区分が『準市内』の場合、市内事業者として取り扱われるのでしょうか。	第一次審査の評価項目（所在区分）につきましては、実際に障害発生時対応する者が在籍する事務所所在地によって判断することとします。
6	実施要領 P 4, 5 6. 参加申込書の提出	「④導入するシステムの概要がわかる資料（パンフレット等）」について、A4判用紙を縦向きに使用する必要があるとのことですが、A4判用紙を横向きで使用した資料でも差し支えないでしょうか。	問題ございません。

No.	質問項目	質問内容	回答
7	実施要領 P 8 10. 第二次審査（プレゼンテーション）実施 （5）留意事項	「プレゼンテーションは提出した提案書及びデモ機を使用した実演により行う事とし、これ以外の追加の資料配布は認めない。」とありますが、提案書とは「【様式第9号】企画提案書」を指すものでしょうか。また、当該提案書以外の資料、例えば PowerPoint 等のスライド資料に沿ってプレゼンテーションを行うことは認められないという理解でよろしいでしょうか。	提案書は、「【様式第9号】企画提案書」のことを指しております。 また、企画提案書の内容を補足する添付資料として、PowerPoint 等のスライド資料を併せて提出いただき、第二次審査（プレゼンテーション）を行うことは問題ございません。
8	実施要領 P 8 10. 第二次審査（プレゼンテーション）実施 （5）留意事項	「プレゼンテーションは提出した提案書及びデモ機を使用した実演により行う事とし、これ以外の追加の資料配布は認めない。」とありますが、提出後はプレゼンテーションに向けた提案書の一部修正や追記等も認められませんかでしょうか。	提出期限後の企画提案書や添付資料につきましては、一部修正や追記等を認めません。 語句や数字の訂正等に関しては、第二次審査（プレゼンテーション）内で、当該箇所について説明いただくことを条件に認めます。
9	実施要領 P 8 10. 第二次審査（プレゼンテーション）実施 （5）留意事項	「プレゼンテーションは提出した提案書及びデモ機を使用した実演により行う事とし、これ以外の追加の資料配布は認めない。」とありますが、配布を伴わないスクリーン等への資料の投影は可能でしょうか。	認められません。
10	実施要領 P 7, 8 10. 第二次審査（プレゼンテーション）実施 （5）留意事項	「デモンストレーションで使用する審査資料についても、参加者において用意すること」とありますが、審査資料とはどのようなものでしょうか。	「また、デモンストレーションで使用する審査資料についても、参加者において用意すること。（この際、実際に実在する個人の審査資料は用いないこと。）」 という記載につきましては、誤記載のため、実施要領から削除いたします。

No.	質問項目	質問内容	回答
11	業務仕様書 P 2 7 システム仕様 (1) 基本要件	「対応するアプリは、iOS 15.1 又は Android 7 以上とする」との記載がありますが、これらの OS はすでにサポートが終了している可能性があり、セキュリティや互換性の面で懸念が生じることが考えられるため、この条件で問題ないでしょうか。また、対応する OS のバージョンを変更してのご提案は可能でしょうか。	「対応するアプリは、iOS 15.1 又は Android 7 以上とする」とあるが、OS ベンダーがセキュリティアップデートを提供している OS バージョンにて正しく動作することを仕様に加えることとします。
12	業務仕様書 P 3 8 自治体及び地区団体、自治会管理者向けの操作説明会の開催	「地区団体及び自治会管理者向けの説明会を市内 48 地区に各 1 回ずつ開催すること」とあります。 ① 説明会を 48 回実施する必要があるという事でしょうか。複数地区をまとめて各地区の役員様向けの集合研修のような形で開催することは可能でしょうか。 ② 契約期間終了（令和 8 年 3 月 31 日）までに全て実施する必要があるのでしょうか。 ③ 説明会はオンラインでの開催（利用者は会議室等に集まっていただき弊社がリモートでご説明）も可能でしょうか。	①各地区 1 回ずつ、計 48 回の実施とします。複数地区をまとめた説明会の開催は行わないこととします。 ②ご認識のとおりです。 ③オンライン開催ではなく、現地での対面による説明会といたします。
13	業務仕様書 P 3 8 自治体及び地区団体、自治会管理者向けの操作説明会の開催	「既に同類の電子回覧等システムを利用し、デジタル化を進めている地区に対しては、本システムとの併用や本システムへの移行が円滑に進められるよう、集中的にサポートを行うこと。」とありますが、現行システムからのデータ移行は対象外とし、新たに弊社提案サービスへ新規登録いただくご提案でも可能でしょうか。	ご提案は可能です。

No.	質問項目	質問内容	回答
14	業務仕様書 P 4 10 サポートデスクの設置要件	「地区住民等からの問い合わせに対応するため、本システム内の問合せフォーム等から問い合わせを行うことができることとし、」とありますが、弊社では地区住民等からの問い合わせ対応は行っており、自治体様からの問い合わせ対応のみ行っております。この場合でも、本業務へのご提案は可能でしょうか。	サポートデスクの設置要件は業務仕様書のとおりとします。
15	業務仕様書 P 4 11 保守・運用・障害対応	「本システムのバージョンアップやメンテナンス等の作業により、業務に支障を及ぼす恐れがある場合には、その都度、本市へ連絡、日程調整を行うこと」とありますが、クラウドサービスの特性上、弊社では作業前に自治体様へ事前連絡を行うことで、日程調整を経ずに作業を実施しております。この場合でも、本業務へのご提案は可能でしょうか。	ご提案は可能です。
16	【様式第 10 号】機能確認表 番号 5	「利用者からの申し出により、当該利用者に関する情報を全部又は一部削除できること。」とありますが、だれが削除処理を行う事を想定しているのでしょうか。（事業者・自治体職員・自治会等の管理者）	事業者、自治体管理者、地区団体管理者、自治会管理者を想定しています。
17	【様式第 10 号】機能確認表 番号 26	「利用者の追加・更新」とは、どのような処理を想定しているのでしょうか。	【様式第 10 号】機能確認表 番号 19 における考え方と同一です。
18	【様式第 10 号】機能確認表 番号 32	「地区団体や自治会、地区住民への情報発信及び全ての管理権限を付与する管理者を指定できること。」とありますが、 【全ての管理権限】とはどのような想定でしょうか。 自治体職員様が各自治会等の内部の会員や、お知らせ等の内容を確認・管理できるということでしょうか。	地区団体や自治会のグループ単位での追加、更新、削除ができる権限を想定しています。
19	【様式第 10 号】機能確認表 番号 34	「地区住民の追加・更新」とは、どのような処理を想定しているのでしょうか。	管理者権限として処理を想定しています。

No.	質問項目	質問内容	回答
20	【様式第 10 号】機能確認表 番号 34	弊社提供システムはアプリであるため、 地区住民個人がアプリに初回登録する際 には、利用者自身で操作いただく必要が あります。 なお、登録済みの地区住民同士を同じ世 帯に追加したり、登録済みの情報を管理 者操作で更新・削除を行うことは可能で すが、問題ないでしょうか。	問題ございません。
21	業務仕様書 P 3 8 自治体及び地区団体、自 治会管理者向けの操作説明会 の開催	操作説明会の開催について、こちらはオ ンライン開催にて対応可能でしょうか。 また、現地開催が必要になる場合には、 開催場所の利用費用は提出するお見積も りに含めなくて問題ないでしょうか。	No. 12 で回答のとおりです。 また、操作説明会の会場について は、各地区の公民館を想定してお り、借用に関する費用の計上は、不 要です。
22	実施要領 P 6 9. 企画提案書等の作成及び 提出 (1) 提出書類	「①～⑥のほか、必要に応じて別の書 類の提出を求めることがある。」と記載 がございますが、別の資料が必要な場合 はどのタイミングで教えていただけるの でしょうか。	企画提案書等の提出後から第二次審 査（プレゼンテーション）までの間 にお知らせいたします。